防弾防刃救命衣１１個ほか１点買入の調達に関する公募

令和８年１１月１３日
海上保安庁警備救難部
警備課長　桑原　裕志

次のとおり、参加者を公募する。

１．公募の概要

本案件は、海上保安庁が調達を行う「防弾防刃救命衣１１個ほか１点買入」について買入契約を希望する者を公募するものである。

参加を希望するものは、所定の様式により申込を行い、本案件を受注するために必要な要件を満たしているか否かの審査を受け、合格した場合には本案件の調達に関して参加が可能となる。

２．案件概要

（１）調達案件名

防弾防刃救命衣１１個ほか１点買入

（２）納入期限

令和 10 年 4 月 28 日（金）　防弾防刃救命衣１１個ほか１点

（３）支払条件

支払いは履行完了後の一括払いとする。

なお、支払いは納入期限が属する年度とする。

（４）契約予定日

令和 8 年 12 月 11 日（金）

３．参加要件

（１）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び 71 条の規定に該当しない者であること。

（２）海上保安庁総務部長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。

（３）令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」A、B、C 又は D 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。

（４）社内規定等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。

（５）警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

（６）情報保全に係る履行体制の確保が図れること。
（７）経営の状況や信用度が極度に悪化していないと認められる者。
（８）見積合わせ参加等業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当でない者。

４．応募要領

本件調達に参加を希望する者は、以下の提出書類を令和８年11月24日までに担当係に提出すること。

提出方法については、直接お持ちいただくか、郵送又は宅配便等により提出すること。

提出書類

（１）参加申込書（別紙１）
（２）令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格決定通知書（写）
（３）「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」に係る資料
- 誓約書（別紙２）
- 情報保全に係る履行体制に関する資料（別紙３）

（４）守秘義務を履行できる体制が確認できる社内内規等

５．資料配布期間及び申込受付期間

令和８年１１月１３日（金）から令和８年１１月２４日（火）１７時までの間

６．問い合わせ先及び審査資料の提出場所

東京都千代田区霞ヶ関２－１－３
海上保安庁警備救難部警備課　柴本
電話　03-3591-6361　（内線 5611）

７．その他

（１）合否の決定

令和８年１２月３日（木）までに文書等により通知する。

（２）当該調達は「予算決算及び会計令第９９条第１号」に基づき「国の行為を秘密にする必要がある」として契約を行うものであり、情報の保全を図ることが必要な調達であるため仕様書は、この公募により応募した者のうち、海上保安庁警備救難部警備課長の同意を得た者にのみ配布する。

（３）提出書類の内容が契約期間中に虚偽であること、又は履行されていないことが判明した場合、契約解除とすることがある。

別紙１

（提出年月日）

海上保安庁警備救難部警備課長　殿

（競争参加者の）
住　所
社　名
代表者氏名　　印

参　加　申　込　書

１．調達物件名
防弾防刃救命衣１１個ほか１点買入

２．提出書類
①本書（別紙１）
②令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格決定通知書（写）
③誓約書（別紙２）
④情報保全に係る履行体制に関する資料（別紙３）
⑤守秘義務を履行できる体制が確認できる社内内規等

３．連絡員の氏名及び連絡先

別紙２

令和８年　　月　　日

誓　約　書

海上保安庁警備救難部
警備課長　殿

法人住所
法人名
代表者氏名　　印

「防弾防刃救命衣１１個ほか１点買入」仕様書及び関連情報（以下「仕様書等」という。）の取扱いにつきましては、下記事項を遵守し、秘密の保全に万全を期すとともに、当社で定める秘密保全に関する諸規定を遵守することは勿論、秘密の漏洩、事故等が発生した場合は直ちに貴庁へ報告するとともに当該事故に係る責任を負うことを誓約します。

記

１「秘密の保全に関する措置」について
(1) 仕様書等図書の記載内容について、複写、転記、引用、配布、掲示及び処分など情報漏洩に関する一切を禁止する。ただし、本調達に関する提出書類等に盛り込む場合は例外とし、印刷、製本等の過程においても守秘管理を徹底する。
(2) 当該仕様書等図書を受領した者は、返却までの間、施錠できる場所にて適正な守秘管理を誠実に実施する。
(3) 受注者確定後、受注者以外は当該仕様書等図書を受領した担当官あて返却する。
(4) 受注者は、履行終了後に３項にならい返却する。
(5) 本契約により作成する完成図書の取扱についても１項の禁止事項を準用する。
(6) 当社の本件にかかる情報管理責任者は、「情報取扱者名簿」（様式３）に定める。

２「情報保全に係る履行体制の確保」について
(1) 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する。
(2) 海上保安庁警備救難部警備課長（以下、担当原課長）が同意した場合を除き、参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の参加者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有している。
(3) 本業務において、情報保全に係る履行体制に変更する必要が生じた場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報保全に係る履行体制を変更しない。
また、本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示する必要が発生した場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報を開示しない。
(4) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課長の指示に従う。
なお、海上保安庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとする。
(5) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課長へ報告するものとする。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じます。

別紙３

情報保全に係る履行体制に関する資料

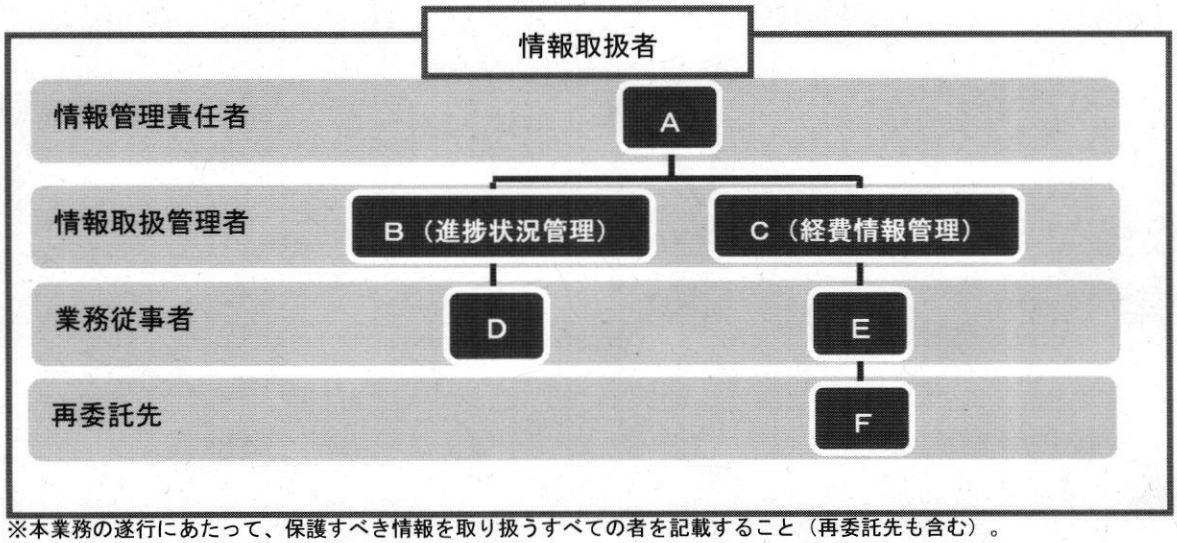
① 情報取扱者名簿　※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者（※１）	A					
情報取扱管理者（※２）	B					
	C					
業務従事者（※３）	D					
	E					
再委託先（※4）	F					

（※１）本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。
（※２）本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
（※３）本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
（※４）本契約後に再委託先を選定する場合は、別途選定を行う際に追記して承認を得ること。
※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図

（例）



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること（再委託先も含む）。

③ その他

・情報管理規則等の内規を有している場合で上記例を満たす情報については、当該内規の添付で代用可能。
・情報管理規則等の内規があれば別途添付すること。
・必要に応じ、本紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある

別紙様式２

契約番号	物契第26047号

見　積　書

一金　　円

（うち消費税及び地方消費税額　　円）

件名　防弾防刃救命衣11個ほか1点買入

履行又は納入期限　令和10年4月28日

履行又は納入場所　仕様書のとおり

貴部局入札・見積者心得及び関係説明書等を承諾の上、見積します。

内　訳

品　名	規　格	単位	（予定）数量	単価	（予定）合価	備考
防弾防刃救命衣11個ほか1点買入	仕様書のとおり	式	1	0	0	
合　計（消費税相当額を含む）						

※数量・合価の（　）は、単価の場合。

年　月　日

住　所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為（契約）担当官
海上保安庁総務部長　殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（連絡先は２以上記載すること）
本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先１：
連絡先２：

（注）1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。
2.金額は「アラビア」数字で記入する。

令　和　８　年　度

物契第2　６　０　４　7号

物 品 売 買 契 約 書

物 品 売 買 契 約 書

１．　契　約　件　名　　防弾防刃救命衣 11 個ほか１点買入

２．　契　約　金　額　　金　　円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　　金　　円

内　　訳

品　　名	規　　格	単位	数量	単　　価	合　　価	摘　　要
別紙内訳のとおり						

３．　納　入　期　限　　令和１０年４月２８日（但し、支払は納入期限が属する年度とする。）

４．　納　入　場　所　　建造請負造船所又は官の指示する場所

５．　契 約 保 証 金　　免除

上記物品の売買について、発注者　支出負担行為担当官　海上保安庁総務部長　鍬本　浩司　は、

受注者　　と、次の条件により売買契約を締結する。

（総　　則）
第１条　受注者は、仕様書、図面又は備付見本（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の契約物品（以下「物品」という。）を納入期限までに、納入場所に納入するものとし、発注者は、これに対し、受注者に代金を支払うものとする。

（仕様書等の解釈）
第２条　物品に関する仕様書等について疑義を生じたときは、すべて発注者の解釈によるものとする。

（権利義務の譲渡等）
第３条　受注者は、発注者の書面による承認を得た場合を除くほか、次に掲げる行為をしてはならないものとする。
（１）　この契約の全部又は大部分の履行を第三者に委任すること。
（２）　この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させること。

（設備等の調査）
第４条　発注者は、必要と認めるときは、職員を派遣し、受注者の設備、物品の製造過程その他契約履行の状況を調査することができるものとする。この場合において、受注者は、発注者又は当該職員の指示に従わなければならない。

（代理人等の変更）
第５条　発注者は、受注者の代理人、使用人又は労務者のうち著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対し、その事由を明示してその変更を求めることができる。

（物価変動等による契約金額の変更）
第６条　物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不適当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、契約金額を変更することができるものとする。

（納入期限の変更等）
第７条　発注者は、その都合により納入期限又は納入場所を変更することができるものとする。
２　前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

（納入の通知及び検査）
第８条　受注者は、物品を納入するときは、納品書をもってその旨を発注者に通知するものとする。ただし、物品の納入場所が海上保安庁の所在地以外の場所（以下「隔地」という。）である場合は、この限りでない。
２　受注者は、前項ただし書の場合においては、納入のため物品を隔地の納入場所に向けて発送したときは、直ちに、その旨を納入場所の発注者があらかじめ指定する職員その他の責任者に通知するものとする。

第９条　発注者は、前条第１項の納入の通知を受けたときは、納入場所において検査を行うものとする。
２　受注者は、納入場所が隔地である場合は、原料又は材料の配合、物品の性能等について検査を必要とする場合その他特別の事情がある場合には、発注者があらかじめ指示するところに従い、物品の納入又は発送前その他適当な時期に検査申請書をもって必要な検査を発注者に請求するものとし、発注者は、物品の所在地その他適当な場所で検査を行うものとする。
３　発注者は、前項の検査をした物品については、第１項の検査の一部を省略することがあるものとする。
４　発注者は、第１項及び第２項の検査については、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、納入の通知又は検査の請求を受理した日（これらの日以降において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から１０日以内（以下「検査期間」という。）に、仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法によりこれを行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。
５　発注者は、検査職員を命じたときは、その官職、氏名及び検査時期を受注者に通知するものとする。
６　受注者は、第２項の検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者が立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行い、その結果を受注者に通知するものとし、受注者は、これに対して不服を述べることができない。
７　受注者は、隔地の納入場所に物品が到着したときは、物品の数量及び運送によって生じた事故の有無について、納入場所における当該責任者の証明を受け、これを発注者に提出するものとする。この場合において、発注者は、受注者が物品到着後直ちに証明を受けることができるように措置をするものとし、又この提出した証明を認確することによって第１項の検査に代えるものとする。

８　物品の検査場所への運搬その他検査に要する費用及び検査のため通常生ずる変質、変形、消耗、破損等による損失は、受注者の負担とする。

（引渡物品の引渡）

第９条の２　発注者より受注者へ引渡す物品は、受注者からの納入物品受領後、評価当時の現状有姿のまま引渡場所において引渡すものとし、受注者は、直ちにこれを検査のうえ引き取るものとする。

２　前項の交換が終了した後において、発注者の引渡物品に本契約の内容に適合しないもの（契約不適合）を発見しても、受注者は、異論を申し立てないものとする。

（所有権の移転）

第１０条　物品の所有権は、次項の場合を除き、納入場所において、発注者が物品を合格品と認め数量の確認を終ったとき、受注者から発注者に移るものとする。

２　隔地を納入場所とした物品の所有権は、納入場所において、前条第７項の責任者が同項の証明のための調査を終り、異状のないことを確認したときから、合格物品についてのみ受注者から発注者に移るものとする。

３　物品の性質上必要な容器、包装等は、発注者の所得とする。

（値引受領）

第１１条　発注者は、物品に多少不備な点があっても、契約した目的を達するうえに支障がないと認めるときは、契約金額を相当額値引きして、これを受領することがあるものとする。

（代品納入）

第１２条　受注者は、第９条の規定による検査に合格しない物品があるときは、直ちに、その代品を納入するものとする。

２　この契約の条項は、前項の代品の納入について準用する。

（不合格品等の措置）

第１３条　受注者は、発注者から物品の不合格又は過納の通知を受けたときは、遅滞なく不合格又は過納の物品を引き取るものとする。

２　発注者は、前項の場合において、相当期間内に受注者が不合格又は過納の物品を引き取らないときは、受注者の負担において、当該物品を他の場所に移し、又は第三者に保管を委託することができる。

（代金の支払）

第１４条　発注者は、受注者が履行完了後提出する適法な支払請求書を受理した日から３０日以内（以下「約定期間」という。）に、海上保安庁において、その代金を受注者に支払うものとする。

２　発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

（遅延利息）

第１５条　発注者は、約定期間内に代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

２　遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年３．０パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

３　前項の規定により計算した遅延利息の額が１００円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

４　発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前３項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

（納入期限の延伸）

第１６条　受注者は、納入期限までに物品を納入することができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び納入可納期日を明示して、発注者に納入期限の延伸の承認を求めなければならない。

２　発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰するこ

とのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

（遅滞金）

第１７条　前条第２項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から物品納入の日までの日数に応じ、当該納入物品の契約金額の年３パーセントに相当する金額とする。ただし、その総額が契約金額の１０分の１を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

２　前項の遅滞日数の計算については、発注者が第８条第１項の納入の通知又は第９条第２項の検査の請求を受理した日（これらの日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときはその日）の翌日から検査終了の日（不合格品については、不合格通知の日）までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

（危険負担）

第１８条　物品の所有権が移転する以前に生じた物品の亡失、変質、変形、消耗、破損等による損失は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

（契約不適合責任）

第１９条　受注者は、物品の所有権移転後１年（物品が発注者の建造する船舶に装備されるべきものである場合は、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後１年を経過する日まで間）以内に、その物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者（船舶の配属先の管区本部長を含む。）の請求により、同種の良品と引き換え、若しくは修理（物品の引取り、引渡期間を含め３０日以内に修理完了するものに限る。）をし、又は発注者の算定した時価相当額をもってその損失額を弁償するものとする。

２　前項の期間は、契約不適合が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後１年以上１年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。

３　第１項の期間は、契約不適合が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後１年以上１年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。

（契約の解除）

第２０条　下記各号の一に該当するときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）　受注者から解約の申出があったとき。

（２）　受注者が納入期限までに物品を納入しないとき又は納入期限までに物品を納入する見込みがないことが明らかなとき。

（３）　物品が不合格となったとき。（納入期限前に物品が不合格となり納入期限内に合格品の納入の見込みがない場合を含む。）

（４）　この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき又はこれらの者が発注者の行う調査若しくは検査を妨げ、若しくは妨げようとしたとき。

（５）　受注者が第３条の規定に違反したとき。

（６）　前各号のほか受注者が契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。

（７）　受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

２　前項第１号から第６号までの場合において、受注者は違約金として、契約解除金額に対する１０分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第１号から第３号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。

３　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

（６）　下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

（７）　受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

４　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第１項第１号から第３号までの場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

第２１条　発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じ解約後３０日以内に請求があるときは、発注者は、その損害を賠償するものとする。

２　前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

（相殺等）

第２２条　この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

２　前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において収得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、受注者が発注者の指定する相当の限期までにこれらの金額を支払わないときは、受注者は、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該収得金、遅滞金又は違約金が１，０００円未満の場合は、この限りでない。

３　第１５条第２項及び第３項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第２項ただし書中「受注者」とあるのは、「発注者」と、第３項中「１００円」とあるのは「１円」と読み替えるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第２３条　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」

という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第２項の規定により取り消された場合を含む。）

(2)　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3)　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4)　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（秘密の保全）

第２４条　受注者及び発注者は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（契約外の事項）

第２５条　この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書２通を作成し、発注者受注者各１通を保有する。

令和　年　月　日

住　　所　東京都千代田区霞が関２－１－３

発注者

氏　　名　支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長　鍬本　浩司

住　　所

受注者

氏　　名